

平成十五年八月一日受領
答弁第一四〇号

内閣衆質一五六第一四〇号

平成十五年八月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員家西悟君提出生命保険の運用利回り（予定利率）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員家西悟君提出生命保険の運用利回り（予定利率）に関する質問に対する答弁書

一について

平成十五年三月末時点における各生命保険会社のソルベンシー・マージン比率については、アイエヌジ
ー生命保険株式会社は千三百十七・一パーセント、あいおい生命保険株式会社は千九百九十五・七パーセ
ント、あおば生命保険株式会社は四百六十八・二パーセント、アクサグループライフ生命保険株式会社は
三百九十二・二パーセント、アクサ生命保険株式会社は八百四十八・五パーセント、朝日生命保険相互会
社は三百六十・四パーセント、アメリカンファミリーライフ アシユアランス カンパニー オブ コ
ロンバスは千二百九十二・一パーセント、アメリカン ライフ インシユアランス カンパニーは千百五
十二・九パーセント、エイアイジー・スター生命保険株式会社は千二百六十七・六パーセント、オリツク
ス生命保険株式会社は八百十三・一パーセント、カーデイフ・アシユアランス・ヴィは八百八十・七パー
セント、共栄火災しんらい生命保険株式会社は二千三百五十九・六パーセント、クレデイ・スイス生命保
険株式会社は千六百七十三・五パーセント、ジー・イー・エジソン生命保険株式会社は九百十一・七パー
セント、ジブラルタ生命保険株式会社は千百二十三・八パーセント、スカンディア生命保険株式会社は一

万三千九百六十九・二パーセント、住友生命保険相互会社は四百九十七・九パーセント、ソニー生命保険株式会社は千三百五十四・二パーセント、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社は千八百九十八・二パーセント、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は千二百六・〇パーセント、第一生命保険相互会社は五百四十三・五パーセント、大同生命保険株式会社は八百六十・二パーセント、太陽生命保険株式会社は六百八十一・五パーセント、チュウリツヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは二千八百三十・九パーセント、ティ・アンド・デイ・フィナンシャル生命保険株式会社は千三百三・〇パーセント、東京海上あんしん生命保険株式会社は千九百十七・八パーセント、日動生命保険株式会社は二千二百八十一・五パーセント、日本興亜生命保険株式会社は二千七百四十三・一パーセント、日本生命保険相互会社は六百三十・六パーセント、ハートフォード生命保険株式会社は千百九十二・二パーセント、ピーシーエー生命保険株式会社は千二百六十八・四パーセント、富国生命保険相互会社は六百五十・五パーセント、富士生命保険株式会社は三千百五十八・〇パーセント、プルデンシャル生命保険株式会社は千九十六・八パーセント、マスマニチュアル生命保険株式会社は七百四十・三パーセント、マニユライフ生命保険株式会社は七百七十・四パーセント、三井住友海上きらめき生命保険株式会社は千五百

四十九・二パーセント、三井住友海上シテイインシュアランス生命保険株式会社は七千七百四十一・五パーセント、三井生命保険相互会社は四百十・四パーセント、明治生命保険相互会社は五百三十二・〇パーセント、安田生命保険相互会社は六百十七・六パーセント、大和生命保険株式会社は四百六・四パーセントとなっている。

二について

前記のソルベンシー・マージン比率は、経営の実態を適正に反映すべく、会計監査人の監査等を経た決算を基に、法令に定められた方式に従い算出されるものである。

三について

保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第三百三十二条第二項又は第二百四条第二項に基づき早期是正措置は、ソルベンシー・マージン比率が二百パーセント以上の場合には発動されない（保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第三項（第四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する、保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金

融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。）。

四について

繰延税金資産は、将来発生する内部留保の取崩し等によって生じる法人税等の将来の回収可能性を見積もり、会計監査人の監査等を経て、適切な金額が計上されるものである。

また、ソルベンシー・マージン比率に係るソルベンシー・マージンの総額について、開示を保険会社に義務付けており、繰延税金資産の額についても、貸借対照表に記載され、開示されている。

五について

保険業法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十九号。以下「改正法」という。）により可能となる契約条件の変更の手續（以下「契約条件変更手續」という。）においては、保険会社は、契約条件の変更がやむを得ない理由等に加え、経営責任に関する事項を保険契約者に十分説明し、その理解を求めることが必要になる。

六について

契約条件変更手続は破綻^{たん}の状態に至る前に手続が開始されるものであること等から、契約条件変更手続の場合と破綻処理の場合とを単純に比較することは適當ではないと考える。

契約条件変更手続は、保険契約者等の保護の観点から行われるものであり、契約条件の変更の内容は、契約条件変更手続を行う保険会社の財務状況等に応じて、適切に決定されるものであることから、基本的には保険契約者の利益に資するものと考えている。

七について

契約条件変更手続は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）における更生手続（以下単に「更生手続」という。）に比べ、早期に手続を開始することができ、保険契約者等の保護に資するものと考えている。

八及び九について

契約条件変更手続の場合の基金等の取扱いは更生手続の場合と異なるが、契約条件変更手続は、保険契約者等の保護の観点から行われるものであり、更生手続に比べ早期に手続が開始されるとともに、保険会社・保険契約者間の手続により契約条件を変更する仕組みとなっている。保険会社の格付けについては、

こうした改正法の趣旨等を踏まえ適切になされるものと考えている。

いずれにせよ、保険会社の経営状況等については、監督当局として十分注視してまいりたい。

十、十一及び十七について

契約条件変更手続が保険会社・保険契約者間の手続により契約条件を変更する仕組みであることを踏まえれば、保険会社はその手続の中で、契約条件の変更がやむを得ないことを保険契約者に十分説明し、その理解を求めることが当然に必要なことになる。

したがって、保険会社は、契約条件変更手続の中で、保険契約者の理解を求めるために必要があると判断する情報について自ら開示することになると考えられる。

また、三利源については、各保険会社の競争戦略にもかかわる内部管理指標であるが、契約条件の変更を申し出る保険会社が、保険契約者等の保護の観点から行われる契約条件変更手続の中でこれを保険契約者に示すかどうかは、経営戦略全般等の見地も踏まえつつ、当該保険会社が保険契約者の理解を求めるために必要があると判断するかどうかによって決まることになると考えられる。

十二について

生命保険会社の経営内容等は各社ごとに異なるものであるが、保険金額の計算の基礎となる予定利率に比し実際の運用利回りが下回るいわゆる「逆ざや」は、多くの保険会社において経営を圧迫する要因となっており、超低金利の継続を背景にした経営上の構造的な問題であると考えている。

十三について

過去の破綻処理で責任準備金が削減されたもののうち、大正生命保険株式会社に対して早期是正措置を発動している。その経緯は、当時の金融監督庁の立入検査を踏まえたソルベンシー・マージン比率の報告を求めたところ、三・二パーセントであることが判明したため、早期是正措置を発動したものである。

十四及び十五について

総代会が相互会社の社員総会に代わるべき機関であることにかんがみ、総代については適切に選出されることが重要と考えられることから、総代の選出方法は定款で定めることとしており、各相互会社においては、総代候補者選考委員会が選考した総代候補者について社員が投票を行うこと等の適正な手続を経て総代を選出することとしている。

なお、各相互会社においては、総代の氏名や職業等に加えて、総代数・総代選考方法に関する考え方及

び総代の構成を業務及び財産の状況に関する説明書類において開示する等の対応がとられている。

十六について

総代会は、社員総会に代わるべき機関として、社員のうちから選出された総代により構成される意思決定機関であり、契約条件変更手続においても総代会において適切な意思決定がなされるものと考えている。

なお、契約条件変更手続においては、保険契約者の権利の保護の観点から、契約条件の変更の対象となる保険契約者の異議申立て手続が定められている。

十八について

保険会社は、契約条件変更手続の中で、契約条件の変更の内容や契約条件の変更がやむを得ない理由等を保険契約者に十分説明し、その理解を求めることが必要になる。

なお、監督当局においても、契約条件の変更に係る承認に当たっては、保険契約者等の保護の見地から適当であると認められるかどうかについて審査することとしている。

十九について

契約条件変更手続においては、保険会社は、保険契約者に対し、契約条件の変更後の業務及び財産の状

況の予測を示さなければならぬこととされている。また、契約条件変更後においても、保険業の安定的な継続が図られるよう、経営努力を行うことが必要であると考えられる。

二十について

生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる「逆ざや」問題により、一層厳しいものとなっている中で、生命保険会社の監督については、経営状況の早期是正を図るソルベンシー・マージン基準の厳格化や、保険契約者等の保護に資する情報開示の強化を図るなど、適切な対応に努めてきたところである。

今後とも、各生命保険会社の経営改善努力が有効に効果を発揮できるような制度整備に努めるとともに、的確な検査・監督の実施を通じて、生命保険会社の経営の健全性の確保や保険契約者等の保護に努めてまいりたい。

二十一から二十三までについて

法第三百条第一項第一号に規定する「重要な事項」とは、例えば、保険の種類、保険金額、保険期間、保険料、保険料払込期間がこれに該当し、保険料総額は、保険料及び保険料払込期間により算出できるも

のと考えられる。

御指摘の明治生命保険相互会社の「ライフアカウントL.A」及び「パイオニア」に係る重要な事項については、保険募集人が保険加入時に保険契約者に対して配付する契約のしおり等の書類に記載されているところである。